

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
有限会社 高見水道	代表取締役 江田 善紀	安来市植田町 965	令和 8 年 2 月 14 日 ～令和 8 年 2 月 27 日

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

当該業者は市が発注した「浄化槽設置工事(その 5)」外の契約において、契約に違反する行為を行った。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱第 6 条に基づき別表第 1 第 4 号に該当するため指名停止を行う。

なお、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第 1 第 4 号

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 週間以上 4 月以内